（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の認可）

第五条　機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　無利子の資金の貸付けの業務

イ　貸付先

ロ　貸付金の使途

ハ　貸付金の額

ニ　貸付予定期日

ホ　貸付金の償還方法、償還期限及び据置期間

ヘ　その他必要な事項

二　助成金の交付の業務

イ　交付先

ロ　助成金の使途

ハ　助成金の額

ニ　助成金交付予定期日

ホ　その他必要な事項

2　機構は、前項第一号ロ、ホ若しくはヘ又は第二号ロ若しくはホに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議するものとする。

（特例業務勘定から建設勘定への繰入金の精算）

第六条　機構は、法附則第六条第一項又は第三項の規定により法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第二項に規定する建設勘定（以下この条において単に「建設勘定」という。）に繰入れを行った場合において、精算の結果当該繰入金に剰余を生じたときは、速やかに、その剰余額を建設勘定から特例業務勘定に繰り入れなければならない。

附則第七条から第九条までを削る。

（経営安定基金に係る経理の整理に関する省令の一部改正）

第二条　経営安定基金に係る経理の整理に関する省令（昭和六十二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

旅客鉄道株式会社の経理の特例に関する省令

第二項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」の下に「（昭和61年法律第88号）」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、その経理について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）附則第十三条第一項の規定により同項に規定する特別債券（以下この項において単に「特別債券」という。）を引き受ける場合は、特別債券、特別債券に係る収益その他特別債券に関する事項が明らかになるように特別債券に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

3　前項の場合においては、第二項中「経営安定基金に属する資産」とあるのは「経営安定基金に属する資産及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券」と、

「その他の資産			他の科目に属さない資産」
「その他の資産			他の科目に属さない資産」

とあるのは、

Ⅱの3　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券

款	項	目	節	摘要
鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券				旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）附則第13条第1項の規定により引き受けた鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券

」とあるのは「同令別表第一勘定科目表純資産の表中

「同令別表第一勘定科目表負債の表中

「Ⅰ　流動負債　」とあるのは「Ⅰ　流動負債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の引受けのための借入金を除く。）」と、

「Ⅱ　固定負債　」とあるのは「Ⅱ　固定負債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の引受けのための借入金を除く。）」と、

「Ⅲ　特別法上の準備金　」とあるのは「Ⅱの2　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の引受けのための借入金

款	項	目	節	摘要
鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券のための借入金				日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第4条第1項第3号の規定による貸付けに係る借入金

」と、

Ⅲ　特別法上の準備金

同令別表第一勘定科目表純資産の表中

「経営安定基金運用収入に」とあるのは「経営安定基金運用収入及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息に」と、

「	雑収入	」とあるのは「他の科目に属さない収益（金額の大きいものについては、独立した勘定科目を設けて整理する。）
「	雑収入	」とあるのは「他の科目に属さない収益（金額の大きいものについては、独立した勘定科目を設けて整理する。）
鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息		」と、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に係る利息」と、